

秋田市告示第242号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定し、および廃止したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年7月18日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
新屋透析泌尿器科クリニック	秋田市新屋沖田町6番3号	令和6年6月1日
池田薬局新屋 おきた町店	秋田市新屋沖田町6番1号	令和6年6月1日
みんなの薬局 山王	秋田市山王中園町3番3号	令和6年5月1日
青山薬局 中通店	秋田市中通六丁目1番24号	令和6年5月18日

2 廃止

事業所名称	廃止年月日
マリン薬局	令和6年4月26日
中通薬局	令和6年4月20日
キャッスル調剤薬局	令和6年3月31日